

日本の国会議事録にみる「金大中内乱陰謀事件」と日韓関係

鄭 根 珠

目次 (承前)

- I. はじめに
- II. 事件の概要
- III. 政府および国会の対応
 - 1. 10・26事態以降5・17クーデタ以前
 - 2. 5・17クーデタ以後の国会内の諸議論
- IV. おわりに

【要旨】

1980年の「金大中内乱陰謀事件」は、朴正熙大統領死後、全斗煥新軍部勢力によりでっち上げられた韓国の政治的事件である。しかし、日本国内で救命運動が全国的に展開され、国会でも同問題について議論された。本稿では、日本の国会議事録を通して同事件に対する政府・与党と野党の認識および対応を分析することで、朴正熙大統領暗殺事件後から全斗煥新軍部政権樹立期における日本の対韓認識および日韓関係の実情について考察した。

国会においては、同事件の訴因の一つに1973年の「金大中拉致事件」の際に行われた日韓外交決着に関わる内容があったことから、野党側から日本政府の責任が問われた。

日本政府の基本認識は、1973年の「拉致事件」は決着済みであり、「内乱陰謀事件」は韓国国内問題であるということであった。一方、野党側は同事件を「拉致事件」の延長線上として捉え、金大中の原状回復や対韓政策の見直しを主張した。

国会内議論からは、当時の日韓両政府間の癒着的な関係や軍事独裁政権への黙認問題が指摘されると共に、韓国の非民主的体制や抵抗する韓国民衆の存在などがより浮き彫りになった。

I. はじめに

国交正常化された1965年以降の朴正熙政権時代の日韓関係は、いくつかの外交問題を内包しつつも政府間の水面下の交渉による決着方式を通し「早期解決」に向かったことが多々あり、一見友好的に見えていた。坂本義一も指摘したように「反共親韓的で親軍政権的な日韓友好」¹の性格が強かった時代だったのである。そうした両国関係のなかで、非民主的な軍事政権のもとに無視されてきた人権弾圧問題や民主化を求める韓国民衆の存在などが日本社会にも広く知られるきっかけとなったのが、1973年の「金大中拉致事件」²

であった。また同事件は、冷戦時代における陣営論理により片づけられてきたそれまでの癒着的な両国関係および日本政府の対韓政策全般の問題点が浮き彫りになるきっかけにもなった。さらに1980年の「金大中内乱陰謀事件」後は、日本社会で同氏への救命運動が全国的に広まるなど高い関心があらわれた。

このように現代日韓関係史において金大中および同氏関連の事件は、外交史的にも対韓認識の面においても大きなインパクトを与えた事件として一定の意味を持つ。しかし、韓国ではイデオロギー的・政治的要素が強く内在しているテーマとして、学術的な研究はタブー視されてきた傾向がある。また、日本で

キーワード：日韓関係、金大中拉致事件、金大中内乱陰謀事件

は関連文献の多くがジャーナリスティックな評論・書物、もしくは市民運動関連文献が占めてきた。ただ、近年同氏に対する客観的な評価が行われており、とりわけ同氏の死後、日韓両国の研究者により『金大中と韓日関係—民主主義と平和の韓日現代史』(延世大学金大中図書館、韓国、2013年)が出版された。筆者は同書の第7章『『金大中内乱陰謀事件』と日本社会の対応：救命運動を中心に』を担当した。具体的には1973年の「拉致事件」を機に結成された市民および知識人が中心となった日韓連帯グループ、キリスト者グループ、総評、在日韓国人団体である韓国民主回復統一促進国民会議日本本部(韓民統)などの救命運動の実態を通して分析した。同稿の中で日本政府の全般的な反応について若干触れてはいるが、日本の国会で具体的にどのように議論されたのかについては述べていない。

したがって本稿では、国会議事録を通して1980年の「金大中内乱陰謀事件」に対する日本の政府・与党および野党の認識とその対応を分析する。同作業を通し朴正熙大統領暗殺事件後から全斗煥新軍部政権樹立期における日本の対韓認識および日韓関係の実情について考察したい。対象となる議事録は、朴正熙大統領の暗殺事件が起き韓国情勢が急変した1979年10月から金大中の死刑確定が無期懲役に減刑された1981年1月までの衆・参国会議事録とする。

II. 事件の概要

「金大中内乱陰謀事件」とは、1979年に起きた朴正熙大統領の暗殺事件(10・26事態)後、政権を掌握するためクーデタを起こした全斗煥新軍部勢力によってでっち上げられた事件である。金大中は、北朝鮮の指示を受け民衆を扇動し光州民主化運動を主導したとされ逮捕された。全斗煥新軍部によって12月12日に続き1980年5月17日に2回目のクーデタが起

き、18日に戒厳令が全国に拡大して金大中ら24名が逮捕された。金大中は、内乱陰謀、内乱扇動、戒厳法違反、国家保安法違反、反共法違反、為替管理法違反の嫌疑で陸軍本部戒厳普通軍法会議に拘束、起訴された。戒厳司令部が主張した金への嫌疑のうち、注目すべき点は次の2点である。

第一は、金大中が「民主化の名分で学生たちを扇動、騒擾化させて政府を暴力で転覆し、執権しようとする」といった内乱陰謀、内乱扇動にかかわる内容である。しかし、このことを裏付ける証拠はなく、むしろ金大中は5月13日から15日にかけて全国的に学生デモがピークに達すると、学生と労働者に社会秩序の維持のためデモを自制するよう訴えていた³。

第二は、「海外滞在中、『北』の主張に同調・迎合する発言をためらうことなく恣行した」とし、「反国家団体構成および首謀者」として指摘された嫌疑である。同嫌疑は国家保安法違反、反共法違反に該当するもので、金大中と韓民統の関係をその口実としている。すなわち、金大中が日本で韓民統を結成したうえ、その議長の就任を承諾し「容共勢力」と結託したとのことを指す。このことについて金大中は、韓民統結成前に日本で拉致されており、議長職も受諾したこともないと嫌疑を否認した。

このように新軍部側の発表は一切根拠のない主張であっただけでなく、1973年の拉致事件の際の日韓両国間の政治決着にも違反する行為であった。同年11月の第一次外交決着の際に日韓両政府は、「日本滞在中の言動の責任は問わない」と合意したのである。

金大中の逮捕およびその罪名について当時一緒に逮捕された弁護士の韓勝憲⁴は、「全斗煥などの新軍部にとって政権奪取の最大の障害となる金大中氏を除去することが目的」であったと主張する。同氏は「死刑執行のため」、「内乱陰謀も大きい犯罪だが、この罪名だけでは死刑を宣告できないので、国家保安法上

の反国家団体構成および首謀者に絡んでおいた」⁵と説明している。

金大中の軍法会議への起訴が発表され、9月17日、韓民統日本本部議長であることを理由とする国家保安法第1条の適用により、韓国普通軍法会議は求刑通り死刑判決を下した。控訴するも棄却され1981年1月23日に大法院は死刑を確定したが、直後に開かれた臨時閣議によって無期懲役への減刑が決定された。減刑の理由として次のような点が挙げられた。①友好国などから人道的見地による寛容を訴える意見があった。②金大中自身が国民に謝罪し、善処を求める嘆願書を提出した。③この事件が旧時代の政治の悲しい遺産であり、新発足した第五共和国の序章を汚す必要がない⁶。その後金大中は、3月の全斗煥の大統領就任後に懲役20年に減刑され、82年12月13日には刑執行が停止し米国へ強制亡命させられた。

死刑確定からの減刑には、レーガンと全斗煥との取引が成立したことが大きく働いたとの見方が強い。すなわち、前年度の12月に世界銀行の韓国への融資の延長が決まったと報道されたことから、死刑は免れるだろうと推測された⁷。そしてもう一つ、無期懲役への減刑理由にも挙げられているように、とりわけ日米において救命を求める政界および市民の様々な声は、その世論形成に少なからず影響を及ぼしたと言えよう。

Ⅲ. 政府および国会の対応

1. 10・26事態以降5・17クーデタ以前

日本の国会内議論の諸形態については、金大中が逮捕される新軍部の5・17クーデタ以前と以後に分けられる。意外なことに逮捕前にも同氏に関する議論が国会で行われたが、主に1973年の「拉致事件」の処理の問題や急変する韓国国内事情に対する内容であった。

10・26事態以降、韓国および金大中の状況

に関する議論が最初に行われたのは、1979年11月13日の参議院外務委員会であった。まずその内容は、次のように野党側が1973年の「拉致事件」に対し政治決着をした対応方式に不満をあらわし、朴正熙政権の民主化運動家への抑圧に「手を貸した」日本政府の責任を問うものであった。田中寿美子（社会党）議員は1979年11月13日の参議院外務委員会で、「民衆を弾圧していることに対する怒り、民主主義の要求」があるのに、「金大中事件に関連して」「政治決着をしてしまって、金大中さんが政治的活動を拘束され自由を奪われることに日本は手をかしている」と批判した。そして同氏は日本政府が「民主的な人々の抑圧に手をかしてきたということについて私は重大な責任がある」と唱え、政府の対応は「全く主体性がなくて、朴政権の言うなりの対応をしてきた[ママ]」とし、そうした「態度を改める必要がある」と促した。

さらに議論の争点となったのは、金大中の「原状回復」の問題であった。「原状回復」の問題とは、同氏が日本から韓国に拉致された1973年の金大中事件に関する解決論議において、同問題の真の解決のためには東京に同氏を戻す、すなわち拉致される前の状態に回復させるという主張である。事件発生から当時の国会においても同問題の解決に向けて最も根本的な前提条件として、市民運動側や一部の与党および野党議員が要求していた点である。榊利夫（共産党）議員は12月14日の衆議院外務委員会で、同事件が「韓国の公権力、すなわちKCIAの犯行であったことは、もうすでに明白」になったとし、「原状回復については非常に消極的であった」日本政府の姿勢を批判したうえで、政治決着の見直しを主張した。

こうした批判に対し、同委員会で柳谷謙介外務省アジア局長は、依然として「わが国の主権侵害が韓国によって行われた」と「断定するには至っていないという立場」であり、

「自己の意思で出国し」「日本に来日することについては何ら異存がない」という内容の政府見解を繰り返した。

他にもこの時期の国会では拉致事件に関する言及および議論が多々見られ、朴正熙政権の終焉を機に同事件に対する日本政府の対応過程および日韓政治決着の問題点が再度浮き彫りになったことが分かる。

次に10・26事態を通して韓国国民の民主化への熱望に再び関心をあらわした点があげられる。田中寿美子（社会党）議員は前述の委員会において、政府側の韓国情勢の報告に関する質疑に次のように述べ、10・26事態の背景として民主勢力の存在を取り上げている。

「民衆の蜂起が予想されていた、民主勢力ですね、いままでの本当に独裁政権に対して非常に大きな不満が国民の中に起こっていた。」「いままでは朴大統領側の意見をそのまま受け入れ、そのまま報道して」いたが、10・26の背景の中には、「人権抑圧とか非民主的な政治に対する不満とか、あるいは経済問題に対する不満とかいうものが大きく燃え上がった」。

こうした田中議員の質疑に対し柳谷謙介外務省アジア局長は、「基本的には、第三国の内政問題」であるとし、具体的なコメントは控えると答弁している。

以上のように5・17クーデタ以前の国会議論からは、1973年の金大中事件を機に浮き彫りになった朴正熙政権時代における政府間の蜜月的な日韓関係の断面がうかがえると同時に、こうした関係性が同問題の根本的な解決を阻害していた要因の一つであったことが垣間見れる。また、韓国の民主勢力の存在および非民主的な内情についての認識が同事件を機に広まったことが分かる。

2. 5・17クーデタ以後の国会内の諸議論

(1) 政府の立場

光州民衆抗争および「金大中内乱陰謀事

件」について初めて国会で取り上げられたのは、1980年8月12日の参議院内閣委員会であった。伊東正義外務大臣や木内昭胤外務省アジア局長の次の発言のように同事件を見る日本政府の姿勢は、「厳しい情勢」であると認識しながらも「韓国の国内の問題」であるとし、「見守る」、「慎重に対処」という態度で一貫した。ただ、次のように述べ金大中問題への関心をあらわしている。「金大中氏につきましては、過去において二度の政治決着をやったわけでございます。そういうことがあり、政治的には決着はしているが、日本の国民は金大中氏という人について特に関心を持っており」。「角をためて牛を殺すような事態にならぬように、この事態が平穏裏に何とか進んでいって、経済的にも社会的にも政治的にも安定していくということになることが望ましいということで見守っておる」。

政府側の基本的な立場は、同問題を韓国国内問題として認識した一方、金大中個人への国内における高い関心を意識し見守る姿勢をあらわしていたと言える。

(2) 政府の対応に対する国会内の批判

前述のような政府の対応に批判的な姿勢は主に野党側からあらわれたが、その主な内容として次の4点があげられる。

第1に、同問題への消極的かつ生ぬるい対応に対する批判である。矢田部理（社会党）議員は前述の参議院内閣委員会で、対韓政策の不変や対韓円借款の合意など「日本政府全体の対応は、他の諸外国に比してかなり緩い、弱い」と指摘した。同時に日本政府が「抽象的な反応しかしていない」とし、「具体的な措置を示唆しながら、金大中氏救出のための」「努力を直接間接すべきではないか」と促した。これに対し伊東正義外務大臣は、「朝鮮半島の平和というのは、本当に日本としては希望するところでございますので、その一環として、日韓関係というものを円滑にしてお

くということが大切だという基本的な立場」があると答弁している。

第2は、「韓国政策は不変」という政府側の立場について、1980年8月27日の衆議院法務委員会で野党側が指摘した所謂「日韓癒着」問題である。矢田部理議員は「日韓癒着等が背後にあって韓国に厳しく物を言うことができないのではないか」という「憶測」を生むと批判した。

第3は、韓国新軍部政権への「暗黙的な支持」があるとの批判である。同議員は、全斗換[ママ]政権を間接的に容認すると、「軍事ファッションみたいなもの」に「てこ入れをするというふうにとられても仕方がないような弱腰が見られる」と指摘している。他にも「まだ誕生もしていない政権に全面的に協力する」(玉城栄一、共産党議員)、「日本政府の韓国政府に対してとっておる態度に対して非常に不満と憤りを感じざるを得ない」(横山利秋、社会党議員)と全斗換政権に対する政府の友好的な姿勢について批判が相次いだ。

第4は、「反国家団体構成および首謀者」の嫌疑で逮捕されたことについて、金大中の「日本滞在中の言動の責任は問わない」という1973年の「拉致事件」に関する日韓両政府間の外交決着の内容に反していることへの批判である。河上民雄(社会党)議員は8月19日の衆議院外務委員会で、「政治決着というものが事実上破られておるということを日本政府はもっと重大に考えなければいけない」とし、「遺憾の意を表明すべき」であると主張した。この点に対して同委員会で政府側は、基本的に韓国の国内問題であるとの認識の下、日本政府としては異議を唱えないとの姿勢をあらわした。次のような伊東外務相の発言からもそのような認識がうかがえる。

「韓国側からは、日本滞在中の行動は背景説明ということで直接の訴因ではないという公式的な説明があったわけございまして、あの訴因をどう考えるかというのは、有権的

に考えるのは韓国側でございますので、われわれとしましては韓国側の説明を了として、これについて特に意見を言うということはしておらぬというのが現状でございます。「起訴状の有権的な解釈、これは私どもがするのではなくて向こうがするのでございますので、その釈明を私どもは承っておるというのがいまの実情でございます」。

こうした解釈により日本政府は「政治決着には違反しない」との立場を貫き、野党側からは「非常に矛盾」しているとの批判を受けた。河上議員は政府の矛盾した態度として「金大中氏の身柄についてはやはり事前の報告がなかったということについて絶えず遺憾の意を表している」ことを指摘した。同議員は「まだ裁判もやってないうちから金大中氏の政治的生命は絶たれたというような情勢報告を受けていることをあげ、「内政干渉にならぬようにということを一方で言いながら、現実には全斗換体制へ一歩一歩その成り行きをサポートしているという印象が非常に強い」と痛烈に批判した。

(3) 「内乱陰謀事件」に対する認識

国会議論を通してあらわれた同事件に対する基本的な認識は次の3つにまとめられる。

第1は、与野党両方の発言からも分かるように、「内乱陰謀事件」は「拉致事件」の延長線上にあるとの認識が大半を占めた。8月19日の衆議院外務委員会で石井一(自民党)議員は、「金大中氏が死刑になるということも想定できる現況で、これは非常に重大な問題であり」、「これはやはり例の拉致事件の政治決着ということから、その後両国の関係に非常に微妙な影を残したまま今日に移ってきておる」と述べている。玉城栄一(公明党)議員も政治決着が「わが国の主権あるいは国益に重大な侵害を及ぼした、いわゆる原状回復もせぬままにそういう形になった一つの決着をつけた日本政府にも大きな責任がある」

とし、政治決着を「根本から見直す必要がある」と指摘した。

こうした与野党からの拉致事件の処理過程に起因する内乱陰謀事件の責任の指摘があり、日韓関係への影響を問う質疑に伊東正義外務相は、日本国民は「金大中という人の身辺については特別な関心を持っている」、「韓国でも十分日本の国民感情を配慮してもらいたい」とのことを韓国政府側に伝えたとし、「日韓関係にひびの入るようなことにならないことを希望する」との答弁を終始強調しつづけた。

朴正熙政権の終焉を機に「拉致事件」に対する日本政府の対応過程が再度浮き彫りになり、「内乱陰謀事件」への責任が問われる格好となった。繰り返される「拉致事件」に関する質疑に伊東外務相が同委員会で次のように述べ、当時の事件及び政治決着について釈然としないと感じながら「解決」に臨んだことをこぼした場面もあった。

「私どもからすれば、これはいろんなことがもっと解明されるということもあるのかなということをあの段階では実は見ておりましたが、ああいう政治決着で終わったということは、両国にとりまして、もうあの事件につきましては、これは本当に好ましいことではなかったという気持ちは、私、率直にあの当時あったと思います。ただ、両国の関係者が、これはひとつ雇い立場に立って、向こうからも総理が陳謝に来るというようなことで決着をしたということでございますので、いまとかくあのことにつきましては批判はしたくない、こういうふうに考えております」。

さらに8月12日の参議院内閣委員会における伊東外務相⁸の次のような発言からは、日本政府側が同問題の日本との関わりについて認識しており、その深刻性を熟知していたことがうかがえる。「死刑というようなことが起これば、いろいろ世論の声も出てくるだろうし、いろんなむずかしい問題が起こってく

るのではないかと、そして政治決着を見直ししろというような声も中には起こってくるかもしれないと、そういう可能性も出てくるようなほどむずかしい問題なんだと、この問題は。日韓関係の間でひびが入るような問題になりかねないので、この問題は韓国側の国内問題だから内政干渉はしないけれども、金大中氏の身辺については慎重にひとつ考えてもらいたい、日本としては重大な関心がある」。

したがって、金大中に対する日本国民の「関心の表明」、「韓国内の国内問題」、「裁判の推移を見て」という政府側の答弁および対応は、「金大中氏の身柄について責任のある政府として」「これだけでは日本政府としては済まない問題」であり、「金大中氏への日本政府の責任を免れるということではできない」と野党側から批判された⁹。さらに中路雅弘（共産党）議員は、「政治決着を見直し、原状回復を実現していくということが」「この問題の最大の解決の出発になる」と唱えた。

一方、8月19日の衆議院外務委員で伊東外務相は「万一裁判の結果死刑というようなことになる」と、「見直しの問題で」、「経済協力の問題」など、「むずかしい議論が出てくるだろう、日韓関係にひびが入るというようなことを私は恐れるのだということ、実は須之部大使に私の意見を言いまして、向こうに伝えてもらったわけでございます」と明かしている。

こうした議論からすると、1980年の「内乱陰謀事件」による金大中の生命の危機は、1973年の「拉致事件」への日本政府の対応および処理過程の曖昧さから一因するとの見解が大半を占めており、万が一にでも同氏が死刑になった場合、日本政府側の責任が糾弾されることを憂慮していたと考えられる。

第2は、「内乱陰謀事件」が日韓両国の民主主義にとって重要な問題であるとの認識である。河上民雄（社会党）議員は同委員会で次のように述べ、両国の民主主義と韓国の真

の政治的安定を訴えた。

「金大中氏に対する軍事裁判というのは韓国の民主主義にとっても非常に重要な問題であると同時に、やはり日本の民主主義にとっても非常に重要な問題ではないか、私はそう思っているでございます」。「韓国のいわゆる安定を優先させる、したがって独裁もやむを得ないと容認するという立場がございしますが、もう一つはやはり人権あるいは民主化というものを優先させることの方が本当の意味での韓国の政治的安定に寄与するんだという考え方、そしてそれに隣国として協力すべきである」。

さらに、同議員が「韓国が弱体化することは日本の国益から望ましくない」、「韓国を一つの反共防波堤」とみる考え方について、伊東外務相は「朝鮮半島の安定」は日本の平和安定にとって「非常に重要な問題」であり、「日本は南側を承認をしている」ので「南側がちゃんとしっかりしてもらわなければ困る」との見解を示した。

第3は、起訴状に記された「海外における転覆活動」の部分が訴因ではなく背景説明であるとの韓国側の説明に対し、疑問視する認識である。8月27日の衆議院法務委員会で横山利秋（社会党）議員は、「いわゆる背景説明の中で、訴因に当たるようなことをくどくどと犯罪事実のように説明しておるのではないかと批判し、国家保安法違反と「拉致事件」の政治決着時の了解事項の非整合性を指摘した。

（4）死刑判決について

死刑判決が報道されると、同判決の不当性や不透明さ、そして日本政府の責任に対する批判が相次いだ。9月25日の参議院決算委員会で小山一平（社会党）議員は、「この極刑判決は正常とはとても考えられません」とし、「きわめて遺憾な事態」であると述べた。同議員は「日本政府の二回にわたる政治決着が

深いかかわり合いを持っている」ことに触れ、死刑判決は「日韓関係を悪化させるきわめて憂慮すべき重大性を帯びており」、「わが国内外を問わず、広く共通的にきわめて不透明で疑問の多い裁判である」と強調した。

死刑判決は「海外での言動は問わない」との政治決着に抵触しており、「矛盾撞着」の判決であるとの小山議員の指摘に、宮澤喜一官房長官（外務大臣代理）は、「そのような考慮が起訴においても、判決においてもなされたというふうに私ども理解をいたしております」とし、「政治決着に背反するものではない」との既存の見解を述べている。

小山議員はさらに次のように、死刑判決における日本政府の責任を問うた。「金大中氏が現在のような過酷な、非道な運命をたどることになったのは、拉致事件とこれら政治決着が不可分にかかわっております。責任はきわめて重大です」。こうした指摘に政府側の見解は相変わらず、「拉致事件」への韓国公権力の介入は明確ではないとの答弁であった。

田英夫元議員は近年のインタビューで当時の状況について、「日本政府は見てみぬふりをしていましたよ、意見言わないでしょう」¹⁰と証言している。

（5）減刑措置後

無期懲役および懲役20年への減刑措置後の国会内における議論は、日本政府の全斗煥政権の容認および「協力関係」への批判、そして継続して金大中の釈放および原状回復を主張する野党側と韓国政府の減刑措置を評価する政府側の見解が多くみられる。

飛鳥田一雄（社会党）委員長は1981年1月28日の衆議院本会議で次のように述べ、全斗煥新軍部勢力への黙認、金大中問題の曖昧な処理について日本政府を批判している。「自民党政府は、韓国の全斗煥軍事体制を是認し」、「金大中氏事件の二度にわたる政治決着によって、その軍事政権を勇気づけてしまし

た。「金大中氏に対する助命措置をてこにして」、「約百九十億円の対韓借款の凍結解除を初め、韓国政府との正常化を行おうとしている」と伝えられています。しかし、いま日本がアジアの平和、民主主義の確立のためになすべきことは、金大中氏の無条件釈放、政治的自由の確保、原状回復に努めることではないでしょうか。

また、1月29日の衆議院本会議で松本善明(共産党)議員は、金大中問題をすなわち日本の主権や人権問題として捉え、韓国政府への微温的な対応を批判している。同議員は鈴木善幸首相が「金大中氏が日本での行動が問われて無期懲役という重刑になったことを不当とは全く思わない」のかと問いかけ、1973年の「拉致事件」時に日本の主権と人権が侵害されたままであると指摘している。そのうえ次のように述べ、問題認識の是非を問うている。「この重刑に抗議せず、判決文さえ手に入れずにこれを容認することは、わが国の主権や人権よりも、人権を抑圧する全斗換[マ]政権との友好関係や、米日韓の軍事同盟関係の発展を優先させているとしか考えられません」。

瀬谷英行(社会党)議員も同日の参議院本会議で、金大中が死刑から減刑されたのは「世界的な世論の厳しい監視があったから」であるとし、「見て見ないふりをするような及び腰の姿勢を見せた日本政府は深く反省をすべき」であると強く批判した。そして金大中の自由が確認できるまで、「対韓借款の凍結解除などを急ぐべきではありません」と経済協力優先政策への反対を唱えている。

こうした野党側の批判に対し鈴木善幸首相は同会議で、韓国大法院の金大中への判決を「日韓友好協力関係の促進に資するものと高く評価」しているとし、全く異なる見解を表明している。また、「政府といたしましては、これによって憂慮すべき事態は避けることができたものと受けとめており、これ以上の

言及は差し控えたい」としたうえで、同問題は「基本的に韓国の国内問題であり」、「今後とも円滑な日韓関係の維持に努めてまいる所存」であるとの既存の立場を貫いた。

IV. おわりに

事件が起きる前からこれほど一人の韓国政治家の問題を中心とした論議が、日本の国会において展開された背景には以下の4点があげられる。第1に「内乱陰謀事件」が1973年の「拉致事件」の延長線上にあり日本との関わりがあったこと、第2は同事件が人権問題と民主主義という普遍的な価値に関わる問題であったこと、第3は「拉致事件」の時から続いたセンセーショナルなマスコミ報道により同氏への日本国内の関心が高かったこと、第4は日本の市民・知識人の救命運動が全国的に広まったことである。

1980年の「金大中内乱陰謀事件」についての国会内議論から見られた日本政府の見解は、1973年の「拉致事件」は決着済みであり、「内乱陰謀事件」は韓国国内問題であるというのが基本認識であった。そのため韓国政府の対処を見守りつつ静観するとの姿勢を貫いたのである。ただ、金大中救命問題への緊急性や国内外における高い関心について認識しており、慎重に対処していた面もあったと思われる。

一方、野党側と一部の与党議員は同問題を1973年の「拉致問題」の延長線上として捉えた。争点の根源は日本の主権侵害および金大中の人権問題にあるとの見方である。したがって、解決方法として金大中の原状回復や対韓政策の見直しを主張した。とりわけ野党側からは、判決の不当性や救命問題に対する日本政府の消極的姿勢、軍事独裁政権への黙認、ひいては日韓癒着問題につながるとの見解のもとに政府批判が集中した。

以上のように本稿では国会議事録を通し

「金大中内乱陰謀事件」に対する日本政府・与党側および野党側の対応過程を検証することで当時の対韓認識を探ってみた。日韓関係研究における金大中および同氏関連事件の意味については、より相互的考察をもって補完されるべきである。したがって、金大中の対日認識や大統領就任前後における対日政策への影響に関する検証を今後の課題としたい。

〔参考文献〕

- 韓勝憲『分断時代の法廷』凡友社, 韓国, 2006年。
日本国衆議院・参議院『国会議事録』1979年10月～1981年1月。
柳相栄・和田春樹ほか『金大中と韓日関係—民主主義と平和の韓日現代史』延世大学金大中図書館, 韓国, 2013年。

-
- ¹ 坂本義和・池明観（対談）「何が変わり、何が変わらなかったか」『世界』1999年1月号, p.221。
² 当時訪日していた金大中が1973年8月8日、東京九段下のグランドパレスホテルからKCIAにより拉致された事件である。同氏は5日後の13日にソウルの自宅前で解放された。同氏への人権問題であると同時に日本における主権侵害問題であったが、2回の政府交渉により1975年に決着となった。この外交決着の際に、「韓国政府は日米での言動によって刑事的に追及しない」、「日本政府は原状回復を求めない」との内容が盛り込まれた。
³ 『京郷新聞』1980年5月13日、『朝鮮日報』1980年5月17日。
⁴ 同氏は2003年の特別再審により「憲政秩序の破壊犯罪の行為を阻止・反対した行為」として認められ、無罪判決を受けた。
⁵ 韓勝憲『分断時代の法廷』凡友社, 韓国, 2006年, p.118。
⁶ 『朝日新聞』1981年1月24日。
⁷ 韓勝憲, 前掲書, p.120。和田春樹『韓国からの問いかけ —ともに求める』思想の科学社, 1982年, p.149。
⁸ 伊藤成彦氏は、外務省は金大中に対して冷淡だったが、「伊東正義さんの自民党内閣は」「むしろ救出をしようという側」であったとの見解を述べている。『金大中図書館口述資料：伊藤成彦（第2次）』延世金大中図書館, 韓国, 2006年1月20日。
⁹ 中路雅弘（共産党）議員、『第92回国会衆議院外務委員会国会議事録』第2号, 1980年8月19日, p.16。
¹⁰ 『金大中図書館口述資料：田英夫』延世大学金大中図書館, 韓国, 2006年7月12日, p.14。

